

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		予防規程の変更命令	
根拠法令等及び条項		消防法第14条の2第3項	
処分基準	根拠条項	消防法第14条の2第3項	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	
		平成 年 月 日最終変更	
<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第14条の2</p> <p>3 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。</p>			